

# まん延防止等重点措置に係る要請について

新潟県から時間短縮営業及び酒類提供の停止などの要請が発出されました。この要請に応じていただいた新潟市内の対象施設を営む事業者を対象に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」(新潟市令和3年度第6期)を支給します。  
 なお、対象店舗への見回り、要請への協力状況の確認が行われます。**要請に応じない場合は、新潟県から命令や立入検査などが実施されます。**協力金の申請手続きについては、新潟市のホームページ等で改めてお知らせいたします。

1 要請期間	令和4年2月14日(月)0時から令和4年3月6日(日)24時まで(全21日間)		
2 対象施設	食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗(居酒屋、カラオケボックス、結婚式場等を含む) ※要請の対象外となる店舗の具体例(宅配・テイクアウト専門店、コンビニ等のイートインスペース、飲食スペースのないキッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設)		
3 対象区域	新潟市域を含む新潟県全域		
4 要請内容	1. 営業時間の短縮及び酒類提供の制限 ・営業時間を午前5時から午後8時までとし、酒類の提供を行わないこと(利用者の持込を含む)。 ・ただし、「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証店は、①又は②のいずれかに応じること。 <b>※今回の要請から、『認証申請中』の店舗は酒類提供ができません。                  認証を申請中の店舗は、認証日から「認証店」としての営業が可能となります。</b>		
		営業時間の短縮要請	酒類の提供の制限
	認証を申請中の店舗・認証店以外	① 午前5時から午後8時まで	終日提供停止
	認証店	① 午前5時から午後8時まで ② 午前5時から午後9時まで	終日提供停止 午後8時まで提供可能
2. 同一グループの同一テーブルでの会食は、4人以内とすること。			
5 協力金 支給対象者 (申請要件)	通常の営業時間	認証店 ※認証を受けた店舗のみ	認証を申請中の店舗 ・認証店以外
	午後8時を超えて午後9時まで営業	① 午後8時までの時短営業(終日酒類提供停止)	① 午後8時までの 時短営業 (終日酒類提供停止)
	午後9時を超えた営業	① 午後8時までの時短営業(終日酒類提供停止) ② 午後9時までの時短営業(酒類提供午後8時まで)	
	・要請の対象施設を営む法人又は個人事業主で、令和4年2月13日以前から営業しており、申請時点において営業を継続していること。 ・要請期間の全ての日において、経営する全ての対象施設が県の要請に応じていただくこと。 ※従前より午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は、協力金の支給対象外。 ・業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること。 ・営業時間の短縮(又は休業)について、店頭ポスターやチラシ、ホームページなどで周知すること。		

## ■協力金(新潟市令和3年度第6期)1店舗あたりの支給金額の算定

※開業後1年未満の店舗の算定式など、詳細は決まり次第、市ホームページでご案内します。

		確定申告等に基づく前年度又は前々年度の1日当たりの売上高			
中小企業等	A 売上高による方法	①の店舗 (1日の売上高の4割)	7万5,000円以下	7万5,000円超~25万円	25万円超
			3万円/日	3~10万円/日	10万円/日
		②の店舗 (1日の売上高の3割)	8万3,333円以下	8万3,333円超~25万円	25万円超
			2.5万円/日	2.5~7.5万円/日	7.5万円/日
大企業	B 売上高減少額による方法	①の店舗	【計算式】前年度又は前々年度と比較した1日当たり売上高減少額 × 0.4 【1日当たりの上限額】20万円		
		②の店舗	【計算式】前年度又は前々年度と比較した1日当たり売上高減少額 × 0.4 【1日当たりの上限額】「20万円」または「前年度又は前々年度の1日当たり売上高 × 0.3」 のいずれか低い額		

### 要請内容について

新潟県防災局 危機対策課(電話 025-282-1636)

### 協力金について

新潟市内店舗の協力金に関する専用コールセンター(2月14日開設)  
 電話 025-247-8200 受付時間:午前9時~午後5時(土日・祝日を除く)  
 ※新潟市以外の協力金に関するお問い合わせには対応していません。



新潟県  
ホームページ



新潟市  
ホームページ